

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和2年(2020年)6月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】ハーグ条約実施法の規定する子の返還申立事件に係る家事調停における子を返還する旨の定めにつき事情の変更により維持することを不当と認めるに至った場合は,裁判所は同法117条1項を類推適用して上記定めを変更することができる(令和2年4月16日最高裁)

【2】XらはY1に個人情報を提供し,管理を委託されたY2が再委託した外部業者の従業員が個人情報を漏洩させたためXらはYらに慰謝料請求した事案で,請求を棄却した原審を変更し,実害はなかったが不快感・不安感を生じさせたとして慰謝料2000円が相当とした(令和1年6月27日東京高裁)

【3】家庭裁判所の検認手続が実施された文書として原稿用紙を用いて作成した文書と郵便はがきを用いて作成した文書が存在し,それぞれ自筆証書遺言としての有効性が争われたところ,前者の文書につき自筆遺言書として有効と判断された事例(令和1年7月11日東京高裁)

【4】Xらに商品を発注し代金相当額の損害を与える取り込み詐欺をしたA社から商品を買取ったYに対しXらが主位的に不法行為により,予備的に不法行為の幫助により商品代金等の賠償を求めた事案で,Yは本件詐欺の不可欠の存在だったとして賠償責任を認定した事案(令和1年9月19日東京高裁)

【5】石綿粉塵暴露による肺がん発症につき国に対する慰謝料請求訴訟での遅延損害金の起算日が争点となった事案で,起算日を肺がんの疑いありと診断された日(肺がん診断日)とした原審を変更し,切除手術の際に行われた生検により確定診断(確定診断日)とした事案(令和1年9月27日福岡高裁)

【6】X(女)は,離婚をした夫であるY(男)に対して,Yが性交渉を拒絶したことが婚姻関係破綻を招いたとして慰謝料を請求した事案で,Yの態度が離婚の一因だがXの自由気ままな生活態度も問題があったとしてYに50万円を限度に慰謝料の支払を命じた(平成29年8月18日東京地裁)

【7】X1(夫)とY(妻)はX1とX1の実父X2が共有するマンションに居住していたが,これを単独で占有するようになったためX1らはYに明渡等を求めた事案で,Yは夫婦の扶助義務に基づきX1の共有持分を使用する権原を有しX2は明渡を請求できないと判示(平成30年7月13日東京地裁)

【8】株式譲渡契約における「解約不能又は解約に際し重要な解約金が発生する契約が存在しないこと」とは解約権が留保されていないか重要な解約金が発生する契約を意味するとし,株式譲渡を受けた会社が,対象会社を買収した会社に求めた損害賠償が認められた事例(平成31年2月27日東京地裁)

【9】市立高校ソフトボール部のノック練習中,監督のノックした球を補球した際小指を骨折した事故につき,監督の安全配慮義務を怠った過失があるとして市に対し損害賠償が請求された事案で,監督の過失を認め2割の過失相殺を行った上約578万円の限度で請求を認容(令和1年10月24日京都地裁)

(商事法)

【10】特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって,発明3件に係る引用例2に基づく進歩性判断の誤りを主張したが,上記本件発明のうち2件に係る部分に限り理由があるとして,審決の一部を取消した事案(令和2年5月28日知財高裁)

(知的財産)

【11】指定商品を「コンピュータソフトウェア」などとし「CORE ML」の文字を標準文字で表してなる商標で出願をしたところ拒絶査定を受け不服審判請求をしたが,特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決取消を求めて本件訴訟を提起し,同請求が認容された事例(令和2年5月20日知財高裁)

【12】原告は「天地返し仕込」との文字を縦書きしてなる商標につき指定商品を「みそ」とし出願をし,拒絶査定を受けたため不服審判請求をしたが,特許庁が不成立の審決をした。原告は同審決の取消を求めて本件訴訟を提起し

たが、棄却された事例(令和2年6月4日知財高裁)

【13】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、「相違点に係る構成が「ゲーム上の取決めにすぎない」として、他の公知技術等を用いた論理付けを示さないまま容易想到と判断すること」は相当でないとして審決を取消した事例(令和2年6月4日知財高裁)

(民事手続)

【14】破産手続は申立債権者の利益のみならず総債権者の利益実現を目的とし、破産者の資産を保全・増殖して全ての債権者に平等に分配するという機能を有するから、債権者Xと債務者Yとの間で不起訴合意があっても、XがYについて破産手続開始の申立てをすることが制約されないとした事例(平成30年12月11日仙台高裁)

【15】Y(地方公共団体)は生活保護受給者Aの虚偽記載等を理由に月額3万円を生活保護費から徴収。その後Aは破産申立予定である旨を福祉事務所に口頭で伝達。破産管財人Xがこの伝達以降の徴収が偏頗弁済(予備的に不当利得)に当たるとして返還を求めたが同請求が棄却された事例(平成30年11月12日東京地裁)

(刑事法)

【16】窃盗症として治療を受けていた前刑執行猶予中の被告人がスーパーで万引し、罰金刑や再度の執行猶予を選択できるかが争点となった。原審は実刑としたが、本判決は被告人の認知症の進行、窃盗症治療のため通院していること等を勘案し再度の執行猶予つき判決を言い渡した(平成30年8月31日東京高裁)

【17】被告人は各種放火行為等で起訴され、原審は懲役7年に処した。原審公判中に裁判員2名に対してある人物が起訴されていない被告人の犯罪行為に関する話をした事実が弁護人に速やかに通知されず、公平な裁判を受ける権利が害された等として控訴されたが、裁判所には裁判員に生じた事情を訴訟当事者に報告する義務はない等として控訴が棄却された(令和2年4月22日東京高裁)

【18】商品委託売買取引を装い顧客から保証金等名目で現金をだまし取っていたC社の実質的経営者がAで、代表取締役がBだった。原判決においてAには組織的犯罪処罰法が適用されBは無罪となった。被告人Aの控訴、被告人Bに対する検察官控訴が双方とも棄却された(令和2年5月13日福岡高裁)

(公法)

【19】ハンセン病患者の家族である原告らが国に対し、同家族への偏見差別等の被害を放置し偏見差別の除去や家族関係回復等の義務を尽くさなかったとして損害賠償と謝罪広告の掲載を求めた事案。原告請求を一部認容したが謝罪広告は認めなかった(令和1年6月28日熊本地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一決令和2年4月16日 裁判所HP

令和元年(許)第14号 終局決定変更申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
(裁判要旨)

裁判所は、ハーグ条約実施法の規定する子の返還申立事件に係る家事調停における子を返還する旨の定めにつき事情の変更により維持することを不当と認めるに至った場合は、同法117条1項を類推適用して上記定めを変更することができる。

(理由)

実施法117条1項は、子の返還条項に直接適用することはできないと解されるが、同項は、子の返還を命ずる終局決定が確定した場合、子の返還は迅速に行われるべきではあるものの、子が返還される前に事情の変更により上記決定を維持することが子の利益の観点から不当となることがあり得るため、そのようなときには、上記決定が子に対して重大な影響を与えることに鑑みて、上記決定を変更することができることとしたものと解される。子の返還条項は確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するところ(実施法145条3項)、子を返還する旨の調停が成立した場合も、事情の変更により子の返還条項を維持することが子の利益の観点から不当となることがあり得るため、そのようなときに子の返還条項を変更する必要があることは、上記決定が確定した場合と同様である。

(2) 東京高判令和元年6月27日 判例時報2440号39頁

平成30年(ネ)第3597号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立))

Xらは、Y1(ベネッセコーポレーション)に、個人情報を提供し、管理を委託されたY2が再委託した外部業者の従業員が個人情報を漏洩させたため、XらはYらに対し慰謝料請求をした。

原審は、Yらの注意義務違反は認められたものの、慰謝料が発生するほどの精神的苦痛があると認めることはできないとしてXらの請求を棄却したが、本判決は、本件漏洩は不快感・不安感を生じさせるものであること、他方、実害は発生したとは認められないこと、直ちに被害拡大防止措置が講じられたこと、顧客の選択に応じて、500円相当の金券を配布するなどの慰謝の措置がとられていること等から、慰謝料2000円が相当であるとした。

(3) 東京高判令和元年7月11日 判例時報2440号67頁

平成31年(ネ)第1063号 遺言無効確認等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

家庭裁判所の検認手続が実施された文書として、平成14年10月10日に原稿用紙を用いて作成した文書(平成14年文書)と平成24年2月2日に郵便はがきを用いて作成した文書(平成24年文書)が存在するところ、それぞれ自筆証書遺言としての有効性が争われた事案。

相続人の夫X1及び長女X2は次女Yに対し、平成24年文書は自筆証書遺言として無効であること、平成14年文書は自筆証書遺言として有効であることの確認を求めて提訴した。本判決は、平成24年文書については、その内容は希望ないし意図の表明を超えるものでは無く確定的、最終的な意思の表示であると断定するには合理的な疑いが残る等として無効とし、他方、平成14年文書については、被相続人が従前表明していた意思や、遺言の内容から遺留分侵害が生じることを被相続人が想定していたことが理解されることを総合的に考慮し、遺言書として有効であるとして、原審の判断を是認した。

(4) 東京高判令和元年9月19日 判例時報2438号50頁

平成31年(ネ)第358号 損害賠償請求控訴事件 取消・請求認容(確定)

本件は、納品された商品の代金を支払う意思がないのにXらに商品を発注し、商品代金相当額の損害を与える、いわゆる取り込み詐欺をしたA社から商品を買取ったYに対し、Xらが、主位的に民法719条1項前段の共同不法行為により、予備的に同条2項の不法行為の幫助により商品代金及び弁護士費用相当額の賠償を求めた事案である。なお、BはA社を利用してXらに商品を注文していた。

原審は、Yの代表者がA社から仕入れた商品が取り込み詐欺によるものであることを認識していたとまではいうことができないとして不法行為責任を否定したため、Xらが控訴した。

本判決は、YはA社と継続的に売買契約を締結していること、商品はいずれも新品であるが購入価格はメーカー希望小売価格の約30%前後にすぎなかったこと、Y代表者は以前に取引先業者について取り込み詐欺の疑いがあるとして警察から事情聴取を受けたことがあったこと等の事実を認定し、Y代表者は少なくとも認識することができたにもかかわらず過失により認識していなかったとし、Bが取り込み詐欺を継続するためにYは不可欠な存在であったことは明らかとして719条1項前段により賠償責任を負うとした。

(5) 福岡高判令和元年9月27日 判例時報2438号66頁

平成31年(ネ)第255号 アスベスト被害に基づく損害賠償請求控訴事件 一部変更(確定)

本件は、石綿工場で製造に従事していたXが石綿粉じんばく露により肺がんを発症したことについて、Y(国)に対し国家賠償法に基づき、1265万円(慰謝料1150万円、弁護士費用115万円)の支払を求めた事案である。本件は、Yの国賠法上の責任及び賠償責任の元本の額に争いはなく、遅延損害金の起算日が争点となった。原審は、肺がん診断日(再検査により肺がんの疑いと診断された平成20年9月26日)を起算日とし、Xの請求を全て認容したためYが控訴した。

本判決は、平成20年9月26日時点ではまだ肺がんの疑いという診断にとどまっているとし、遅延損害金の起算日を肺がんの確定診断日(切除する手術の際に行われた生検により確定診断された平成20年11月7日)と認定した上で原判決を一部変更した。

(6) 東京地判平成29年8月18日 判例タイムズ1471号237頁

平成28年(ワ)第24516号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

X(女性)とY(男性)は、平成25年12月から交際を開始し、同26年8月から同居を始め、同27年4月に婚姻(共に初婚、Xは30歳、Yは34歳)し、同28年4月に協議離婚したが、その間、一度も性交渉がなく、接吻や抱擁等の身体的接触もなかった。XはYに対し、Yが性交渉を拒絶したこと等が原因で婚姻関係が破綻し離婚に至ったとし、不法行為に基づき慰謝料等を請求した。本判決は、夫婦の性的な営みは婚姻関係の重要な基礎となるものなので軽視することは相当ではないが、他方、単なる性的欲求の解消というようなものではなく、精神的な結合のもと夫婦が互いに情愛を持つ中で肉体的な結合に至りさらに精神的な結合が深まるというところに夫婦間の性的接触の重要な意義があるとし、本件では、性交渉がなかったことだけでなく、これによりXが不安にさいなまれ、それをYに伝えたにもかかわらずYの態度に変化がなく、性交渉以外の身体的接触や言葉を交わす等の夫婦の精神的結合を深めるような行動を起こす兆しもなかったものであり、これにより婚姻関係が破綻に至ったとして不法行為を認めたが、慰謝料額については、Xにおいても独身時代と変わらず深夜に帰宅する等自由に行動しており、Yが不満を伝えても特段の対応もせず、Yが婚姻生活の継続に意欲を失ったことにも一定の理解が出来るとし、婚姻期間が約1年であること等も考慮し、50万円の限度で認めた。

(7) 東京地判平成30年7月13日 判例タイムズ1471号189頁

平成29年(ワ)第31638号 建物明渡等請求事件(請求棄却、確定)

X1(夫)とY(妻)は、X1(持分10分の9)とX2(X1の実父、持分10分の1)の共有マンションに居住していたが、関係が悪化し、YがXの入室を拒否しマンションを単独で占有した。X1X2はYに対し、共有持分権に基づく明渡し及び不法占有を開始した日以降の使用損害金の支払いを求めた。本判決は、夫婦は同居して互いに協力扶助する義務を負うので(民法752条)、夫婦が共同生活の場所を定めた場合において、その場所が夫婦の一方の所有する建物であるときは、他方は、その行使が権利の濫用に該当するような特段の事情がない限り、同建物に居住する権原を有するとし、YはX1の共有持分について使用する権原を有するとし、さらに、共有者の一部の者から共有者の協議に基づかないで共有物を占有使用することを承認された第三者は、現にする占有がこれを承認した共有者の持分に基づくものであると認められる限度で共有物を占有使用する権原を有するので、第三者の占有使用を承認しなかった共有者は上記第三者に対して当然には共有物の明渡しを請求することはできないとし、Yは夫婦の扶助義務に基づいてX1の共有持分を使用する権原を有するので、同持分に基づくものと認められる限度でマンションを占有使用する権原を有し、X2は明渡しを請求出来ないとし、請求を棄却した。

(8) 東京地判平成31年2月27日 金法2138号100頁

平成29年(ワ)第9320号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Xらは、対象会社の100%株主であるA社から対象会社の株式全部を買い取った者であるが、当該株式譲渡契約には「対象会社において、解約不能又は解約に際して重要な解約金が発生するような契約が存在しないこと」の表明保証条項が含まれていた。対象会社は、その後、上記株式譲渡契約に先立つ売買契約について、C社から未払代金の請求訴訟を提起されたが、解約金1700万円の支払義務を認め、うち700万円は対象会社の取締役であるBがC社に差し入れた保証金をもって充当し、その余の1000万円を支払うとの内容の和解により終局した。Xらは、その後A社を吸収合併したY社に対し、上記表明保証条項の違反に基づく損害賠償として、上記和解にかかる解約金1700万円、別件訴訟の弁護士費用413万円および本件訴訟の弁護士費用211万円について、それぞれの株式保有割合に応じ請求した。

本判決は、上記株式譲渡契約には完全合意条項が付されていたから、契約締結までのやり取りの経緯にかかわらず、合意の内容は専ら契約書に記載されたとおりに解釈されるべきものであるとした上で、同契約において表明保証されている「解約不能又は解約に際して重要な解約金が発生するような契約が存在しないこと」とは、解約権が留保されていない契約または解約権が留保されているものの解約権を行使した場合には重要な解約金が発生する契約を意味するものと解するのが相当であり、解約権を留保する旨の合意がない上記売買契約は「解約不能な契

約」に該当すると判示し、上記和解にかかる解約金1700万円、別件訴訟の弁護士費用241万7248円および本件訴訟の弁護士費用194万7248円の範囲で、それぞれの株式保有割合に応じたXらの損害賠償請求を認容した。

(9) 京都地判令和元年10月24日 判例時報2440号72頁

平成29年(ワ)第2094号 国家賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

市立高校のソフトボール部のノック練習中,部員Xが監督(高校教師)のノックした打球を捕球した際に,左手小指を骨折した事故(本件事故)につき,監督には部員に対する安全配慮義務を怠った過失があるとして,Y(京都市)に対し,国賠法1条1項に基づき約1247万円の損害賠償が請求された事案。

本判決は,Xは,本件事故前に左手小指を負傷しており,身体状態に問題があったところ,Xの能力向上目的ではなく,他の部員の手本を目的とし,Xを参加させる必要性が高くないにもかかわらず,強度の高いノックを行ったとして,監督の過失を認めた。他方で,Xにおいて参加困難であることや打球の強さを弱めるなどの要望がなかったことから,2割の過失相殺を行い,約578万円の限度で請求を認容した。

【商事法】

(10) 知財高判令和2年5月28日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10075号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(一部認容)

特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって,本件発明6ないし8に係る引用例2に基づく進歩性判断の誤りを主張したが,「本件発明7,8に係る部分に限り,理由がある」として,審決の一部を取消した事案。

相違点2-4について,本件明細書には,「樹脂層40の原料は,低温接着性樹脂(低融点樹脂)であって,熱ラミネート(熱融着)が可能なものであれば制限されない」との記載があるところ,かかる記載によれば,本件発明7の「熱ラミネート」との用途は,「熱封着樹脂層」に基づくものである。一方,引用例2の「接着層となる...エチレン・メタクリル酸共重合体の金属塩などの,融点が85 135 のヒートシール性樹脂よりなるフィルム層」との記載によれば,引用発明2Bの「融点が90 のエチレン・メタクリル酸共重合体(C)からなるC層」は,「ヒートシール性樹脂よりなるフィルム層」であり,熱封着樹脂層である。そうすると,本件発明7の「熱封着樹脂層」と引用発明2Bの「融点が90 のエチレン・メタクリル酸共重合体(C)からなるC層」とは,ともに熱封着樹脂層であるから,「熱ラミネート」用であると点において,相違はないものと認められる。したがって,相違点2-4は,実質的な相違点ではない。

以上によれば,本件発明7は,当業者が引用発明2Bに基づいて容易に発明をすることができたものである。

本件発明8は,本件発明7の「第1のスキン外層」をポリエチレン系樹脂,「コア層」をポリプロピレン系樹脂,「第2のスキン内層」をポリプロピレン樹脂及びポリエチレン系樹脂から選択された1種以上,「熱封着樹脂層」をエチレンビニルアセテート,エチレンメチルアセテート,エチレンメタクリル酸,エチレングリコール,エチレン酸ターポリマー,及びエチレン/プロピレン/ブタジエンターポリマーよりなる群から選択された1種以上に,それぞれ限定したものである。引用発明2Bの「融点が90 のエチレン・メタクリル酸共重合体(C)からなるC層」は,「ヒートシール性樹脂よりなるフィルム層」,すなわち,「熱封着樹脂層」であるから,「エチレンメタクリル酸」を原料とする「熱封着樹脂層」が開示されている。また,引用発明2の基材層として,従来技術(甲33)に開示された構成を採用する動機付けがあることは,前記のとおりであるところ,甲33に開示された複合フィルムは,ポリプロピレン,ポリプロピレン,ポリエチレンからなるから,「第1のスキン外層」をポリエチレン系樹脂,「コア層」をポリプロピレン系樹脂,「第2のスキン内層」をポリプロピレン樹脂及びポリエチレン系樹脂から選択された1種以上にするのも容易に想到できる。他方,阻害事由の主張はない。

したがって,引用発明2Bの層構成を本件発明8のものとするのは,当業者が容易に想到することであるから,本件発明8は,当業者が引用発明2Bに基づいて容易に発明をすることができたものである。

本件発明6は,引用例2に記載された発明から容易に発明できたものではないが,本件発明7,8は,いずれも,引用例2に記載された発明から容易に発明できたものであり,取消事由2は,本件発明7,8に係る部分に限り,理由がある。

【知的財産】

(11) 知財高判令和2年5月20日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10151号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

原告は,指定商品を「コンピュータソフトウェア」など(本件指定商品)として,「CORE ML」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について,出願をしたところ,拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが,特許庁が不成立の審決をしたので,原告が,審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要点は,本願商標「CORE ML」と引用商標「CORE」とは類似する商標であり,かつ,本願商標は,引用商標の指定商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから,本願商標は,商標法4条1項11号に該当

する、というものであった。

本願商標が本件指定商品に使用された場合、「CORE」の語からは、せいぜい「中心部、中核、核心」といった一般的な意味が認識されるにすぎず、「CORE」の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということとはできないのに対し、「ML」の語からは特定の観念を生じることとはなく、「ML」の部分が「CORE」の部分に比べて特段出所識別標識としての機能が弱いということとはできない。また、本願商標の外観上も、「CORE」と「ML」は、いずれも、同じ大きさの標準文字で構成されており、その間に1文字開いているだけであるから、別個独立の商標と認識されるものではない。さらに、称呼においても、本願商標は、一連に発音されるものと認められる。

したがって、本願商標と引用商標との類否を判断するに当たっては、本願商標全体と引用商標を対比すべきであり、本願商標から「CORE」の部分抽出し、これを引用商標と対比してその類否を判断することは許されないというべきである。

また、本願商標からは、「コアエムエル」の称呼が生じ、引用商標からは、「コア」の称呼が生じる場所、その音数は大きく異なっていることからすると、その差異は大きいというべきである。

以上の通り、本願商標と引用商標とは、称呼と外観において異なっており、称呼における差異は大きいことからすると、本願商標は、引用商標のいずれとも類似していないというべきである。

以上の次第で、原告の請求は理由がある、として原告の請求は認容された。

(12)知財高判令和2年6月4日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10145号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

原告は、「天地返し仕込」との文字を縦書きしてなる商標(本願商標)につき、指定商品を「みそ」として、出願をしたところ、拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

不成立の審決は、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であり、商標法3条1項3号に該当するから、登録することができないというものであった。

本件判決は、味噌の製造工程においては、「天地返し」とは、味噌の発酵・熟成の過程で味噌の上下方向の位置を入れ替えることを意味し、味噌の熟成ムラを防いで全体の品質を均一にするなどの効果があることが理解でき、「天地返し」を商品の品質を示すものとして表示した味噌が複数販売されており、「天地返し仕込」の文字を指定商品である味噌に使用した場合、取引者、需要者をして、「製造工程において上下方向の位置の入れ替えがされた味噌」という商品の品質を表したものと認識されるものであることに加え、本願商標の構成に照らせば、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法3条1項3号に該当し、また、同条2項に該当するというものでもない、として原告の請求は棄却した。

この点、原告は、味噌の製造工程において、天地返しをして仕込むという工程は存在しないから、「天地返し仕込」は一種の造語であり、自他識別性を有しているから、品質を表したものと認識されないと主張したが、「仕込」の語が味噌を取り扱う業界において、必ずしも「原料を混ぜて桶などにつめること。」の意味で使用されているものではないし、本願商標の指定商品である味噌の需要者には一般消費者が含まれるところ、一般消費者が、味噌の製造工程において、天地返しをする対象が醸造された味噌なのかその原料なのかといった点に着目するとは解し得ないことから、取引者、需要者をして商品の品質を表したものと認識されるというべきであり、原告の主張は採用できないとした。

(13)知財高判令和2年6月4日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10085号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、「相違点に係る構成が「ゲーム上の取決めにすぎない」として、他の公知技術等を用いた論理付けを示さないまま容易想到と判断すること」は相当でないとして、審決を取消した事案。

原告は、本願発明では、敵キャラクタへの攻撃を行う第2フィールドへの配置に伴い、キャラクタカードが第1フィールドに補充されるのに対し、引用発明では、マナ(カードのセッティングやスキルの発動に必要なエネルギー)を増やすための第7領域への配置に伴い、新たなカードが第11領域に補充されるが、敵ヒーローへの攻撃を行うための第3領域への配置に伴い、新たなカードが第1領域に補充されることはないことから、第3領域にカードを配置することで敵を攻撃するという技術的事項が開示された引用発明において、第3領域とは異なる目的の第7領域にカードを配置させることで敵キャラクタへの攻撃を行うように引用発明を変更することや、攻撃のために第3領域にカードを配置した際にカードが補充される構成に置き換えることについての動機付けはないし、そもそもそのように変更する必要性もないし、仮に相違点に係る本願発明の構成がゲーム上の取決めであったとしても、そのことをもって直ちに、本願発明が引用発明に基づき容易想到であったということにはならないと主張した。

本判決は、CARTE(オンラインゲーム「CARTE」紹介ムービー)によれば、第10領域から第11領域へのカードの補充の契機となるのは、「シャードカード」(深緑の地色に白抜きで円形と三日月形が表示されているカード)の第11領

域から第7領域への移動及び第7領域から第6領域への移動であって、「シャードカード」は、専ら「マナ」を増やすために用いられるカードであり、その移動先はシャードゾーン(第7領域)又はマナゾーン(第6領域)に限られ、敵との直接の攻防のためにアタックゾーン(第3領域)又はディフェンスゾーン(第4領域)に移動させられることはないのに対し、「クリーチャーカード」は、敵のクリーチャーやヒーローとの攻防に直接用いられるものであって、第11領域から適宜アタックゾーン(第3領域)又はディフェンスゾーン(第4領域)に移動させられ、攻防の能力を表す「APの値」及び「HPの値」を有していることを指摘し、引用発明におけるカードの補充は、本願発明におけるそれとの対比において、補充の契機となるカードの移動先の点において異なるほか、移動されるカードの種類や機能においても異なっており、相違点は小さな相違ではなく、かかる相違点の存在によって、引用発明と本願発明とはゲームの性格が相当程度に異なってくるといえるから、相違点に係る構成が「ゲーム上の取決めにすぎない」として、他の公知技術等を用いた論理付けを示さないまま容易想到と判断することは、相当でないとした。

【民事手続】

(14) 仙台高決平成30年12月11日 金法2139号88頁

平成30年(ラ)第131号 破産手続開始決定に対する即時抗告事件(抗告棄却)

本件は、新電力業務代行業等を営むXが、小売り電気事業を営むYを債務者として破産手続開始の申立てをし、原審が破産手続開始の決定をしたところ、Yが、(1)Xおよびその代表者Aは、連名で、Yを名宛人として、不起訴合意条項を含む誓約書を作成したにもかかわらず、そのわずか2か月後に当該誓約書の存在を秘匿した上で破産手続開始の申立てをしており、破産法30条1項2号の「その他申立てが誠実にされたものでないとき」に該当する、(2)Yは債務超過でも支払不能でもないとの抗告理由により、即時抗告をした事案である。

本決定は、(1)XとYとの間で作成された誓約書中の不起訴合意条項は、その作成時点において存在する原因に基づくYに対する民事訴訟を提起しないことが合意されたものであるが、破産の手続は、申立債権者の利益のみならず総債権者の利益実現を目的とし、破産者の資産を保全・増殖してすべての債権者に平等に分配するという機能を有するから、上記不起訴合意により破産手続開始の申立てが制約されると解するのは相当ではないとして、Xの申立ては破産法30条1項2号所定の破産障害事由があるとは認められず、また、(2)Yの債務超過、支払不能も認定されるとして、Yの抗告を棄却した。

(15) 東京地判平成30年11月12日 判例タイムズ1471号176頁

平成30年(ワ)第13179号 否認権行使請求事件(請求棄却、確定)

Y(地方公共団体)は生活保護受給者Aが収入申告書に虚偽の事実を記載したこと等を理由に生活保護法78条1項に基づき平成26年11月18日付にて生活保護費の徴収決定をし、Aは同条の第2第1項に基づき同27年1月から月額3万円を生活保護費から返還に充てる申出をした。その後、Aは同年8月3日に福祉事務所に赴き借金があるので破産申立予定である旨を口頭で伝えたが、受任弁護士の受任通知がYに送達されたのは同29年11月13日であり、Yは同年12月以降の徴収を停止した。破産管財人Xは、主位的に、上記口頭での伝達以降の徴収(合計84万円)が偏頗弁済に当たるとして破産法162条の否認権行使による返還を求め、予備的に、上記のAの申出は同伝達以降は違法無効となるとして不当利得による返還を求めた。本判決は、本件徴収はAの申出を受けて保護費と徴収金に係る債権とを相殺処理しており、Aの同意を得てYが行った相殺と見るべきでAの行為と同視すべきものではないので否認権の対象とならないとし、本件徴収は生活保護法78条の2第1項の要件を満たしており、無効又は取消原因があるとはいえず、徴収金決定自体について無効原因もなく、同決定は取り消されてもいないので、不当利得には当たらないとし、請求を棄却した。

【刑事法】

(16) 東京高判平成30年8月31日 判例時報2438号99頁

平成30年(う)第626号 窃盗被告事件 破棄自判(確定)

本件は、スーパーでの万引き事案である(栄養ドリンク2本、販売価格合計470円)。被告人は、前刑執行猶予中であり、罰金刑や再度の執行猶予を選択できるかが争点となった。また、被告人は、いわゆるクレプトマニア(窃盗症)として治療を受けている者である。

原審は、被害額が少額で弁償されているが、犯行態様が大胆で手慣れていること、過去3回同種事犯により執行猶予付き懲役刑の有罪判決を受けていること、医師の指示にもかかわらず受診の間隔を開け、自助グループのミーティングにも参加しないこと等を理由に、懲役10月(求刑懲役1年6月)の実刑とした。

本判決は、医師による入院治療を勧められたのに被告人が断った事実までは認定できないことや間隔は開きがちではあるが一応定期的に通院治療を受けており、被告人が更生への努力を怠った結果と一方的に評価することは誤っているとし、原判決後の事情として、自宅建替え工事が完成し、夫、長女との同居生活が始まったこと、被告人の認知症

が進み要介護1の認定を受けたこと、被告人は通院治療を続けていること等が認められるとして、再度の執行猶予を付するのが相当であるとし、懲役1年、5年間執行猶予、保護観察付きの判決を言い渡した。

(17)東京高判令和2年4月22日 裁判所HP

令和2年(う)第162号 現住建造物等放火、器物損壊、威力業務妨害、非現住建造物等放火被告事件(控訴棄却)

(事案)

被告人は、脇屋及び母屋を全焼させた現住建造物等放火行為、店舗内トイレ内のクリーナーを溶解させ、店舗従業員に消火活動をさせた器物損壊、威力業務妨害行為、神社付近の枯葉に点火し、神社を全焼させた非現住建造物等放火行為において、起訴され、原審裁判所は、被告人を懲役7年に処した。

(判旨)

所論は、原審の公判中、起訴されていない放火事件の関係者と推測される人物が、裁判員2名に対し、起訴されていない被告人の犯罪行為に関する話をし、裁判員について不公平な裁判をするおそれがあるところ、弁護人に速やかにその事実を通知しなかったため、公平な裁判を受ける権利を害するというが、裁判所には、裁判員について生じた事情を訴訟当事者に報告する訴訟法上の義務はないので、所論は失当である。

所論は、被告人の病的放火が犯行に直接の影響を与えた旨の医師の鑑定意見によれば、被告人の完全責任能力を認めた原判決は事実誤認である旨主張する。

しかし、同医師の鑑定には、鑑定時期、鑑定資料等問題があり、各犯行当時の被告人の責任能力判断にあたり、参考となる価値は低い。

所論は、量刑不当を主張するが、論旨に理由はない。

以上より、控訴は棄却する。

(18)福岡高判令和2年5月13日 裁判所HP

平成31年(う)第83号 詐欺(変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反)(双方の控訴棄却)

1. 被告人Aの控訴と、被告人Bに対する検察官控訴とが、双方とも棄却された事案。

2. 事案は、営業実態を欠くにもかかわらず、海外市場におけるアルミニウムの委託売買取引を装い、取引を行うことを希望する顧客から保証金等の名目で多額の現金をだまし取ったというものであり、Aは、指揮命令に基づき一体として行動する組織により、その目的を実現する行為を反復して行っていた団体である株式会社C(以下「本件会社」という。)の実質的経営者として業務全般を統括管理するとともに、現金をだまし取ることを任務としていた者、Bは本件会社の代表取締役であるとともに、Aらが現金をだまし取る際に用いる資料等の作成やAらがだまし取った現金の管理を任務としていたものである。

3. Bについては、本件会社が営業実態を欠いているという認識があったかが争点となり、原判決は、Bに上記認識があったことは認定できないとして無罪を言い渡し、控訴審も、営業実態の欠如を被告人Bが認識していなかったとしたならば合理的に説明することができないか、少なくとも説明が極めて困難である事実関係が含まれているとはいえず、被告人Bについて詐欺の故意を否定した原判決の判断は、経験則、論理則等に照らして不合理であるとはいえないとした。

4. Aについては、被告人A以外の本件会社の構成員が詐欺の故意を有しないから、組織的犯罪処罰法3条1項柱書の『当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われた』ものではないとして単なる詐欺罪が主張されたが、客観的な組織の実態として、人を欺いて財物を交付させる活動がされていれば、構成員の中にその認識を欠くものが含まれていても上記法条の適用を妨げないと判断され、他に、量刑不当の主張も理由を欠くとして退けられた。

【公法】

(19)熊本地判令和元年6月28日 判例時報2439号3頁

平成28年(ワ)第109号 国家賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))(ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決)

ハンセン病患者の家族である原告らが、被告(国)に対し、ハンセン病隔離政策等によって、同家族も強烈な偏見差別の対象とされ、被告は昭和35年には同政策等には合理的根拠がなくハンセン病患者の家族の人権を侵害し同家族に偏見差別等の被害を与え続けていることを少なくとも認識し得たにもかかわらず、平成8年のらい予防法廃止まで放置し、同法廃止後は、偏見差別の除去や家族関係回復等の義務を尽くさなかった作為義務違反の国賠法上の違法行為により、憲法13条に基づく社会内において平穩に生活する権利を侵害され、偏見差別を受ける地位に立たされ家族関係の形成を阻害され被害を受け続けている等と主張して、原告らそれぞれが550万円(慰謝料500万、弁護士費用50万)の損害賠償請求をするとともに、民法723条に基づき謝罪広告の掲載を求めた事案。

裁判所は、原告らにつき、1人あたり、143万円(167名)、110万円(2名)、55万円(59名)、33万円(313名)、の各支払いを

命じ、原告20名の請求を棄却し、謝罪広告も認めなかった。主な争点については、概要次の通り判示等した。

1 ハンセン病患者の家族は、ハンセン病隔離政策等によって、憲法13条が保障する社会内において平穩に生活する権利(人格権)や憲法24条1項の保障する夫婦婚姻生活の自由を侵害されたのであり、厚生大臣及び厚生労働大臣がハンセン病隔離政策等の廃止等の相当な措置をとらなかったこと、法務大臣が人権啓発活動を実施するための相当な措置をとらなかったこと、文部大臣及び文部科学大臣が人権啓発教育等が実施されるための相当な措置をとらなかったこと、及び、国会がらい予防法を廃止しなかった立法不作為が、ハンセン病患者の家族との関係において国家賠償法1条1項上違法であり、被告には過失がある、と認定した。

2 原告らが包括一律請求を行い、具体的な差別体験に基づく各原告に発生した権利侵害、損害の個別立証を尽くしていないことに対し、可能な範囲で共通性を見出せるものを包括して慰謝料として賠償の対象とするとした。そして、損害につき、共通の権利侵害、損害が認められる原告らとの間では、より被害の小さい事例を念頭に置いて控えめに損害額を算定するとして、偏見差別を受ける地位につき、国賠法上の違法性を認めた平成13年末までに深刻な差別被害を認識した原告らには最も精神的苦痛の程度の小さい者を基準として30万円の慰謝料を認め、家族関係の形成阻害につき、一定期間離れ離れとなり日常生活を共有できず家族関係の形成を阻害されたと認め、その限度で共通の権利侵害があったと認めることができる等として、入所者が親子又は配偶者である場合には一律100万円、兄弟姉妹のみである場合には一律20万円の慰謝料加算を認めた。

3 消滅時効につき、家族との関係でも違法であると判断するに足りる事実を認識した時点から進行するとして、鳥取地裁平成27年9月9日判決をきっかけに代理人弁護士らから被告の加害行為がハンセン病患者の家族との関係においても不法行為を構成する可能性を指摘されたことを受けて本訴に至ったことが窺われることからして、少なくとも同指摘を受けるまでは原告らにおいて被告が加害者であること及び被告の加害行為が不法行為を構成することを認識することは困難であったから消滅時効は完成していない、と判示した。

【紹介済み判例】

最二決平成30年7月3日 判例時報2440号96頁

平成30年(シ)第170号 検察官による証人等の氏名等の開示に係る措置に関する裁定決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

法務速報208号15番にて紹介済み。

最一判令和元年6月3日 判例タイムズ1471号20頁

平成29年(あ)第67号 道路交通法違反被告事件(破棄自判)

法務速報218号13番にて紹介済み。

大阪地判令和元年9月12日 判例タイムズ1471号121頁

平成30年(ワ)第1593号 損害賠償請求事件(本訴)、平成30年(ワ)第7160号 損害賠償請求事件(反訴)(一部認容(本訴)、請求棄却(反訴)、控訴)

法務速報228号4番にて紹介済み。

2. 令和2年(2020年)6月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 201 16

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・町村の選挙について,選挙公営の対象の拡大,議会の議員の選挙における供託金制度の導入等を定めた法律

。

・衆法 201 23

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

・・・防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害について,防災工事等基本指針の策定,防災重点農業用ため池の指定,防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めた法律。

・衆法 201 24

令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律

・・・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について,差押えを禁止すること等を定めた法律。

・閣法 200 12

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律公職選挙法の一部を改正する法律

・・・外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し,弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とすること等を定めた法律。

・閣法 201 5

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

・・・国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備,国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加,先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するために必要なデータの提供の求め等を定めた法律。

・閣法 201 20

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

・・・地方公共団体による地域公共交通計画の作成,同計画に定められた事業の実施に係る関係法律の特例,自家用有償旅客運送の実施の円滑化を図るための規制の合理化等を定めた法律。

・閣法 201 21

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

・・・滞在快適性等向上区域が都市再生整備計画に定められた場合における関係法律の特例,立地適正化計画の記載事項への都市の防災に関する機能の確保に関する指針の追加,災害危険区域等に係る開発許可の基準の見直し等を定めた法律。

・閣法 201 22

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

・・・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定,特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 201 23

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律電

・・・特定デジタルプラットフォーム提供者の指定,特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示,特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 201 26

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

・・・一般送配電事業者による災害時連携計画の策定の義務化,配電事業の許可制度の創設,再生可能エネルギー電気の市場取引等についての供給促進交付金の創設,緊急時における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の発電用燃料の調達業務の追加等を定めた法律。

・閣法 201 27

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

・・・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し,国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定,電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度,電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度の創設等を定めた法律。

・閣法 201 29

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

・・・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため,無人航空機の登録制度について定め,その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加すること,空港等の管理に関する基準を強化すること等を定めた法律。

・閣法 201 30

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

・・・都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成,マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充,団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等を定めた法律。

・閣法 201 32

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地方公共団体等の提案等を踏まえ,都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行い,地方公共団体に対する義務付けを緩和すること等を定めた法律。

・閣法 201 33

復興庁設置法等の一部を改正する法律

・・・東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため,復興庁の廃止期限の延長,復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化,福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等を定めた法律

・閣法 201 34

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

・・・短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大,被用者の老齢厚生年金に係る定時改定の導入,在職中の支給停止制度の見直し,老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大,確定拠出年金の加入可能要件の見直し,障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等を定めた法律。

・閣法 201 38

道路交通法の一部を改正する法律

・・・一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入,第二種運転免許等の受験資格の見直し,他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を定めた法律。

・閣法 201 39

割賦販売法の一部を改正する法律

・・・新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設,決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大すること等

を定めた法律。

・閣法 201 40

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等を定めた法律。

・閣法 201 41

公益通報者保護法の一部を改正する法律

・・・公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを義務付けること等を定めた法律。

・閣法 201 42

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

・・・自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行うこと等を定めた法律。

・閣法 201 43

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

・・・地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を定めた法律。

・閣法 201 44

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律

・・・良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度の創設、その業務の適正な運営の確保、特定賃貸借契約の適正化等を定めた法律。

・閣法 201 45

森林組合法の一部を改正する法律

・・・森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等を定めた法律。

・閣法 201 47

科学技術基本法等の一部を改正する法律

・・・科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定を新設し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行うこと等を定めた法律。

・閣法 201 48

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

・・・個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知の義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲の拡大、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律等について定めた法律。

・閣法 201 49

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等について定めた法律。

・閣法 201 50

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律
・・・信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設,経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等を定めた法律。

・閣法 201 51

大気汚染防止法の一部を改正する法律

・・・建築物等の解体等工事に係る事前調査の方法を定め,当該調査に関する記録の作成・保存,結果の都道府県知事への報告,特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存,作業結果の発注者への報告の義務付け等を定めた法律。

・閣法 201 57

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

・・・地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため,株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長することを定めた法律。

・閣法 201 58

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため,金融機関等の資本の増強に関する特別の措置等を定めた法律。

・閣法 201 59

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

・・・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため,給付日数の延長に関する特例,雇用保険法による雇用安定事業の特例等を定めた法律。

3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

二宮周平/編集代表 日本加除出版 450頁 4,840円

実践 離婚事案解決マニュアル 当事者ケアと子どもの権利・利益実現に向けた、弁護士のサポートのあり方

片岡 武 細井 仁 飯野治彦/著 日本加除出版 329頁 3,520円

実践調停 遺産分割事件 第2巻 ～改正相続法を物語で読み解く

小賀野晶一 亀井隆太/著 保険毎日新聞社 292頁 3,520円

車両損害の最新判例とその読み方

清水 晃/編著 伊東大祐 前田昌代 内田明仁 内田直仁/著 新日本法規 282頁 4,180円

シミュレーションでみる 遺産分割方法のメリット・デメリット

田村洋三 小塚眞史/編著 北野俊光 雨宮則夫 秋武憲一 浅香紀久雄 松本光一郎/著 日本加除出版 478頁
6,380円

第3版 実務 相続関係訴訟-遺産分割の前提問題等に係る民事訴訟実務マニュアル

4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

牧野利秋/編 青林書院 306頁 4,950円

最新知的財産訴訟実務 含・知財高裁歴代所長座談会《第2弾》

長澤哲也/著 有斐閣 448頁 4,180円

独禁法務の実践知 (LAWYERS' KNOWLEDGE)

日本弁護士連合会/編 弘文堂 342頁 2,970円

実務解説 改正会社法

中央経済社/編 中央経済社 136頁 2,090円

新型コロナウイルス影響下の法務対応

池原毅和/編著 新日本法規 307頁 3,850円

障害者をめぐる法律相談ハンドブック

中島光孝 椎名みゆき/監修 大橋さゆり 中島ふみ 宮沢孝児 山中有里 岸 祐司 村角明彦 伊藤誠一/著

日本加除出版 495頁 5,280円

第2版 弁護士・社労士・税理士が書いた Q&A 労働事件と労働保険・社会保険・税金 加入・離職・解雇・未払賃金・労災・非正規雇用・高齢者・障がい者・外国人に関する231問と和解条項例

5. 発刊書籍<解説>

「実践調停 遺産分割事件 第2巻 ～改正相続法を物語で読み解く」

ストーリー仕立てでの解説となっており、具体的な事件処理の流れに沿って改正法のポイントが理解できるところが特徴である。改正後の遺産分割でどの点に気を付けたらいいのか勘所を掴みたいときに便利な本である。

「障害者をめぐる法律相談ハンドブック」

障害者が直面することが多い、グループホーム、労働環境、障害年金、災害問題、刑事事件といった法的問題が多岐にわたり解説されている。障害者だけでなくその相手方当事者の視点から解説されている点に特色があり、後見業務、企業法務、刑事事件等の処理においても読んでおきたい本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。